4月定例教育委員会議事録

平成22年4月22日(木)10:00~

委員長 それでは、ただいまから平成22年4月定例教育委員会を開会します。よろしくお願いいたします。それでは、教育総務課長から、日程説明をお願いします。

1 日程説明 教育総務課長

教育総務課長 それでは、お手元の日程表をごらんいただきたいと思います。

まず、教育長から一般報告がございます。引き続きまして、議案といたしまして、議案 第1号、平成22年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について、ほか1件、報告事項といたしまして、報告事項ア、平成21年度教育業務改善ヘルプラインへの連絡件数について、ほか11件でございます。以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

それでは、教育長から一般報告をお願いします。

2 一般報告 教育長

教育長 委員長さんからの辞令をいただきました後、辞令交付式をたくさん行いました。 まず、事務部局の課長級以上の職員に辞令を交付いたしました。その後、学校の新任校長、 副校長、教頭、事務長に辞令を交付いたしました。特に学校の管理職につきましては、教 職員のよい面を引き出しながら愛情を持ってしっかり子どもを育てていただきたいという ことと、前任者と同じことをしていては変わらない、自分自身のよいところ、独自性を大 いに発揮していただきたいということ、それから、若い教師にチャンスとチャレンジの機 会を与えて学校経営に参画させてくださいということをお願いいたしました。

それから、新規採用職員につきましては、初心を忘れずに頑張ってほしいということと、 子どもたちの知的好奇心を刺激して大いに学びの力を広げていたただきたい。それから、 教員同士が切磋琢磨し合って高め合ってほしいということをお願いいたしました。

それから、教育長就任式がありまして、教育長といたしまして事務局職員に訓示を行いました。平成15年度から教育委員会といいますか、教育費に占めるこの予算の割合が連

続で1番になりましたので、そういう県民の教育に対する高い期待、信頼を心に刻んでしっかり謙虚に仕事に励んでほしいということと、現場の声を大事にしながら、それを施策に反映させていきましょうということをお話しいたしました。

それから、4月4日には「弥生の館 むきばんだ」がオープニングいたしまして、平井 知事さんがご出席なさいました。物を直接触れて子どもたちが体験できるということが魅 力となっておりまして、評判が高いようでございます。今度は周辺地域の文化財とどう繋 いでいって、より魅力あるものにしていくのかということが課題だろうと思います。

それから、4月8日には鳥取聾学校ひまわり分校の中学部が開校いたしまして、入学式に参加いたしました。入学生は1人でありましたけれども、幼稚部、小学部、中学部という形で一貫した児童の教育ができるようになりました。

それから、4月13日には市町村教育行政連絡協議会がございまして、全市町村の教育 長さんが参加されました。市町村にこれから協力をお願いすることを中心に説明いたしま したが、よい関係が築けたというふうに思っております。

それから、4月16日には鳥取大学と意見交換を行いました。鳥取大学も組織替えがあったり人事異動があったりしましたので、ごあいさつがてら今後の方針もいろいろと話し合いました。

4月19日には山陰海岸学習館を視察いたしました。4月24日にオープンいたしますし、8月1日から3日まで世界ジオパーク登録に向けて国際審査があるようでございますので、その拠点施設を見学いたしました。とてもよくでき上がっております。あと段差等がございましたので、今度は障がい者の方々と一緒にもう一度施設を点検してくださいというふうにお願いしてございます。

4月20日、高校生マナーアップさわやか運動が始まりました。6年目に入りますが、 4月としてはこれまでで一番多い3,834人の参加をいただいております。高橋企画部 長さんも参加いただきました。

それから、同じ日でありますけれども、青谷小学校が増改築をいたしまして、竣工式がありました。これにも参加させていただきました。県の教育長が来るというのは珍しいということで、非常にびっくりされました。青谷町内には5つ小学校がありまして、3つを1つにして、2つを1つにして、それぞれ青谷小学校という名のもとに北校舎、南校舎が建ったわけでありますが、それが名実ともに一体化したということの非常にめでたい会でございました。

それから、おしまいでありますけども、昨日、中国河北省から副省長さんを含めて6名の方が来県されました。テーマは、1つは義務教育段階で子どもたちの教育の質をどう維持していくのかということと、それから、四川省の地震を契機に学校の耐震化ということが大きく課題になっているようでございまして、それに対する建築費はどうかというふうなことでございました。耐震を必要とする小学校が1万4,000ぐらいということと、それから耐震面積が7,000万平米ということで、省の中でも教育費は20%を超えているんだけれども、その耐震費用の方が随分食ってしまうというようなことをおっしゃっておりました。以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

では、議題に入ります。

本日の署名委員さんは、中島委員さんと笠見委員さんにお願いします。

では、議案第1号について説明お願いします。

3 議事

[公開]

議案第1号 平成22年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について 小中学校課長 説明

小中学校課長 お願いします。

議案第1号、平成22年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問についてでございます。 1ページ目をご覧ください。諮問文のところを見ていただきますと、委員長さんのお名 前で諮問文をつくっておりますが、ちょっと読ませていただきます。

小学校教科用図書については、平成23年度に新たな教科用図書を採択し使用することになっており、この教科用図書の採択事務を平成22年度に行わなければなりません。鳥取県教育委員会は、この採択事務を行う市町村教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く)の校長に対して、適切な指導、助言または援助を行う必要があります。よって、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項の規定により、下記事項について諮問します。

一番最後のページ、5ページです。見ていただきますと、これがその法律、根拠ですけ

れども、この10条のところに下線を示しておりますが、都道府県の教育委員会は、教科用図書の採択の適正な実施を図るために、市町村の教育委員会の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言または援助を行わなければならないと、こう示されております。そして、教科用図書の選定審議会を開催をして必要なことを行っていくということになっておりまして、もう一度戻っていただきますと、例えば23年度からと、小学校図書については23年度に新たな教科用図書を採択するということになっているというふうに諮問の中に書いてございますが、国の教育課程が新たに23年度から完全実施となります。新しい指導要領に基づいた教科用図書が、今、検定を受けたものが国からこれから参りますので、それについて新しい教科書をどれにするのかということを、本県においては3つの採択地区がございます。東・中・西、3つの採択地区で同一の教科書を採択することになっております。決して県で1つの教科書をということを県が定めるものじゃなくて、基本的には市町村ですが、市町村でばらばらというよりも、本県の実態からして3つの採択地区で同一の教科書を使うということのやり方を市町村が行っておられますので、それに対して必要な指導とか援助とかを行っていくということであります。

つきましては、下記に示しております から のことについて諮問をしていくということでございます。まず 番が、平成23年度に使用する小学校教科用図書の採択基準、番目に、同教科用図書の選定に必要な資料、それから 番目として、平成23年度に使用する特別支援学校並びに特別支援学級における教科用図書の採択基準、 番目に、同教科用図書の選定に必要な資料、 番目としまして、採択をする場合に県教委が行うべき役割について、そして 番目に、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について、諮問をさせていただきます。

おおよその説明、スケジュールといいますか流れでございますが、2ページ目に示しておりますが、早速27日に第1回目の教科用図書選定審議会を開催をいたします。このときに先ほどの、下記で今読みました 番から 番のことについて諮問をさせていただいて、その中で、ちょっとそのページが差し替えのものを配らせていただきます。27日の選定審議会の方に、早速この 番から 番のうちの 、 しか書いておりませんで、差し替えの方には を入れていると思います。 までこの選定審議会で協議をしていただいて、あと と については調査研究のための条件についてのみ協議をしていただくと。教科用図書の選定におきます資料については、今後ちょっと時間をかけまして実際の教科書の内容を吟味しながら、その特徴などをまとめた資料を作成いたします。そういうことから、

2 7日の日にはこのような 、 、 、 について協議、 、 については条件について の協議ということで、早速にこの 、 、 、 については答申をいただく予定にしております。

あと第2回、第3回、第4回と、3ページに書いてありますけれども、3回会議をしま して、教科用図書の資料等について順番に協議をいただくということでございます。

そして、6月には第2次答申として、最終的にその資料についても答申をいただいて、 それを今度は市町村、採択地区、採択協議会の方にお示しをして、審議会の教科用図書の 選定に入っていただくということになっているということでございます。

ということで、1ページ目の諮問について、これでよろしいかということでお諮りした いと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございました。

いかがでしょうか。ご意見等がございましたらお願いします。

委員 結構だと思いますが、ちょっと差し替えの文書、先ほどお配りいただいて、第1次答申(4月)と書いて、それで前の資料と新しいのを比べたら丸ぽつが1つ増えているわけですよね、4項目。

小中学校課長 はい。

委員長 いいでしょうか。

それでは、議案のとおりとさせていただきます。

では、議案第2号について説明をお願いします。

[公開]

議案第2号 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則等の一部改正について 家庭・地域教育課長 説明

家庭・地域教育課長 議案第2号について説明させていただきます。鳥取県立大山青年 の家の管理運営に関する規則等の一部改正についてでございます。

資料の1ページの方をご覧ください。県の教育施設の利用等から暴力団の関与等を排除するため、利用申込書等の様式に暴力団の利益になる利用でない旨の誓約を加える等の改正を行うということで、大山青年の家、船上山少年自然の家、むきばんだ史跡公園、博物館の管理運営に関する規則の改正を行うという提案でございます。

実は、こちらにつきましては、3月の教育委員会の方へもお諮りをさせていただいたところでございます。といいますのが、こちらにつきましては知事部局の施設の利用申込書の改正もあわせて行っていた関係もございまして、法制の方で案をつくられて、同じ様式で教育委員会とそれから知事部局の決裁と同時進行で進めていたところなんですが、知事決裁の途中の段階でちょっと利用の様式の訂正が入りました。

内容的には2ページ目以降をごらんいただければと思いますが、字句としては変わらないんですが、改正前、言葉で書かれていたところを、改正後は裏面の方に具体的に項目ごとにチェックリストみたいな形で、こういう問題がないようにという形でわかりやすく記載させていただいたということで、知事部局の方で変わりました。こちらの方としましても、内容的に確かにわかりやすいものになっておりますし、同じ県としての施設で様式も異なるのはいかがなものかということで、それに合わせた形で今回改正についてお諮りをしたいということでございます。以上です。

委員長 ありがとうございました。

変更になったということですが、いかがでしょうか。

委員 チェックリストでチェックしているわけですね。

家庭・地域教育課長 そうですね。

委員 こういうことをせざるを得ないというのは、そういう利用があるんですかね、現 実に。

教育長 これまでそういう事例がありますか。

家庭・地域教育課長 特に聞いてはおりませんが.....。

委員 可能性はありますよね。

家庭・地域教育課長はいい、可能性としてはありますので、もしかしてということで。

委員 いや、前の文章は確かにわかりにくいので。

次長 結局、警察と知事とか教育委員会が協定を結んで、それを実効性あるものにする ために、申込書にこういうのをつけておけば、もし後で判明したときに虚偽の申し込みを していたということで、警察がチェックしやすくなるという意味合いもあるわけですので、 今までは多分なかったと思いますけど。

委員 かなり規則正しい生活って難しいですよね。

委員 利用者の話になると思うのですけど、これ博物館だけがちょっと性質が違うと思うんですけど、博物館の場合は、このチェックリストの一番初めは、公の秩序を乱し、ま

たは善良の風俗を害するおそれがないことという部分が、表現の自由とかとの兼ね合いの中で若干デリケートになる場面もあるかなと思うんですね。だから、その辺だけが何かこう、変な使われ方がされないようにということ、杞憂かもしれないですけれど。

委員長 よろしいでしょうか。

では、原案のとおりいうことでよろしいでしょうか。

委員長 では、原案のとおりとさせていただきます。

次に、報告事項に入りたいと思います。報告事項のアをお願いします。

[公開]

報告事項ア 平成21年度教育業務改善ヘルプラインへの連絡件数について 教育総務課参事 説明

教育総務課参事 報告事項ア、平成21年度教育業務改善ヘルプラインへの連絡件数について御報告いたします。

裏面をごらんいただきたいと思います。まず下の方に、参考として枠書きで制度の概要をお伝えしております。その制度の概要を簡単にご説明させていただいて報告させていただきます。この制度は県立学校、それから小・中学校の教職員から職務上での不正行為、業務改善の提案などを受け付けまして、必要な調査を行った上で早期に業務改善、職場環境の改善につなげていく制度でありまして、昨年度で制度発足4年となりました。

それでは、1番、内容別の件数の方を御報告させていただきます。昨年度の件数は11件であり、制度発足当時と比べて約4割となっております。内容別では、違法・不当な疑いの指摘、それから業務改善の提案につきましては、ほぼ同数の件数で推移しておりますが、職場環境の相談につきましては、ほとんどなくなっている状況となっております。職場環境の相談につきましては、従来は上司と部下のコミュニケーションに関することなどが主流でしたが、例えばこれらの相談もほとんどなくなっているところです。

また2番、機関別では、県立学校からの提案、相談が主流であり、制度発足当初に多く 寄せられていた小・中学校からの相談は少なくなっているところであります。

なお、従来から不祥事の発生の都度、県議会本会議において、このヘルプライン制度が 十分機能していないのではないかとの厳しいご指摘もいただいているところであります。 制度が形骸化しないよう改めて制度発足の趣旨を、コンプライアンス研修等を通じて全所 属に周知徹底していきたいと考えております。以上でございます。

委員長 何かご質問等ございますでしょうか。

委員 何か21年度の特徴的な内容というのはあるんですか。件数を上げてきたという ことというのは。例えば違法・不当な疑いの指摘っていうのは中身が、例えば象徴的なの は何だろうかとか。

教育総務課参事 違法・不当の内容につきましては、何か大きな不祥事ということではなくして、例えば旅費規程でございますとか、そういう県の既にある規則での運用、そのあたりが上司の解釈とそれから職員の解釈とで食い違って、そのままにしておいていいのかというふうなところでの相違じゃないかと。そのような趣旨でのものが平成21年度では少々ございました。

委員 業務改善の象徴的なものは何かありますか。

教育総務課参事 業務改善につきまして、県立学校なんですけども、部活動での服務上の扱いについてとか、学校内でのコンピューターの扱い、そういったものについて既に扱いが決まっているんですけども、もう少し弾力的な運用とか、こういう解釈もできるんじゃないかとか、そういう現場の先生方の方の立場から見て動きやすい、使いやすいと、そういったふうな前向きな提案というのが業務改善の提案の中に、一つに入っております。

委員 その点、我々は共有できないんですか。

教育総務課参事 内容につきまして、特にこれは広く、一つの学校だけ、一つの所属だけにかかわるものじゃなくて、全所属、学校にかかわる改善事項だという形であれば、行政監察調査結果として改めて報告させていただいて、それを全職員に通知をさせていただくというふうな対応をとらせていただいておりまして、そういうような内容のものを学校現場なり所属の方にはお知らせさせていただいておるんですけども、改めてこういうふうな提案があって、こういうふうな改善を全所属にしたというふうなところまではちょっとまだやってないものですから、そういうふうな対応についても広く一般に提出できる内容であれば、やり方をちょっと考え、検討させてもらいたいと思います。

委員 一般にということではなくて、とりあえずこの場で共有するということができれば、その線引きも、やっぱりどう判断するかという問題もあるかと思うんですよね、その 1 校だけの問題なのか、もう少し普遍的な問題なのかという。

せっかく、基本的には前向きな話としてこういう通報があるんだとすると、それを大体 どの程度の内容のものなのかということを含めて、我々が共有するということも悪くない んじゃないかと思うのですけども。

教育長 個人で内部通報で、そのことによって個人が特定されて不利益を受けるというようなことはこれはいけないわけですけれども、業務改善で、むしろ提案型の提案で、我々も提案をもとに考えることが必要なものであれば出していただいて情報は共有してもいいと思いますけれども、そういうことは制度的に不可能なんですか。

教育総務課参事 必ずしもその内容によっては不可能ではないと思いますんで、ヘルプラインで出たという形でなくって、こういうふうな現場からの声で、こういう改善というような形で提供させていただくプランであれば可能だろう思いますので、ひとつやり方はまた検討させていただければと思っております。

教育長 そのヘルプラインというのは匿名というか、通報した情報が外に漏れないということで制度を運用されておりますので、そういうヘルプラインで出たことをオープンじゃなくて、別な形で、こういう情報が上がってくるというような形だったら出せれるんではないかなというふうに思います。

委員 うちと外ってどこなの、外に出ないっていうこと。ここも外になりますよ。

教育長 ヘルプラインのその制度自体がそういう仕組みなので、だからうちと外の基準 をどこに置くかですよね。

委員 匿名ですか、匿名……。

次長 ちょっといいですか。これは業務改善ヘルプラインって全部を総称してますけども、公益通報制度(内部通報)って言ってるのは、これは法律ができて、いわゆる内部告発ですね、それに当てはまるのはこの分類の中の、違法・不当な疑いの指摘がそれに当たるんですけど、そのほかのものが普通の企業でも行われている品質改善だとか業務の中止運動みたいな、前からあった提案制度で、これはもう全然隠す必要もない、個人の氏名とかそういったようなことを除けば出していいものだと思います。まあ全部一緒くたにしてヘルプラインって言ってますけど、さっきの違法・不法な疑いの方はかなり慎重な取り扱いが法律で決められてますんで、そことの兼ね合いを見て、一般論化して出す部分と出さない部分を区別できると思います。ほかはそれで問題は多分ないと思うんで、県民の声をここで報告しているのと同じような扱いでできると思います。

委員 有効に機能しているんですか、一番大切なことだと思うんですけど。非常にナー バスな問題でしょう、これね。

次長 件数が減ってるというのが、問題がないから減っているのか、それとも言っても

むだだというか、逆に個人が特定され詮索されて不利益をこうむるんで言わない方がいい というので減ってるのか、そういうのがちょっと問題だと思うんですけど。

委員 どういう関係にあるのかというのがちょっとやっぱり興味ありますね。言いやすい環境にあるのかどうか。ちゃんと機能しているのかということが。

教育総務課参事 昨年、実は件数が年々減っているということで、全国的にこういった内部通報制度というのは、制度発足のときは急激に数字は上がって、年々減ってくるというのが全国的な傾向なんですけども、ただ、それが本当に実態として不祥事がなくなっているから減っているのか、余り機能しないと思われているから減っているのか、そのあたりを分析しないといけないということで、昨年、県立学校とか全所属の方にアンケート調査の方をとらせていただいておりまして、半数の回答があったわけなんですけれども、特に県立学校の方では、この制度を知っているのが半数以下というふうな現状がわかりまして、現場の方ではやはり半分程度の教職員しか知っていないと、そもそも知ってないというふうな実態がわかってきたところであります。

年々減ってる中では、まずはそういう制度を知らないというところもあります。また、制度を知っていると言った方にも、通報したところでやはり本人がわかってしまうんじゃないか、情報が漏れるんじゃないかというふうに心配されている方が、特に県立学校の方では多数おられました。知っているけども、やはり使いたいけども怖いといって心配だという声も半数程度ありましたので、そのあたりのところをフォローしていく。そうじゃないんだ、この制度はこうなんだということをやはり現場の方にはお伝えしていくということが大事なのかなと。そういうことによって、件数、多ければいい、少なければいいというものじゃないんですけども、まずはしっかりと制度を周知、そして機能していく制度に持っていくというふうにちょっと心がけていきたいというふうに思っております。

委員 私たち、そのシェアしたいというふうに申し上げたのは、要はそれなりの決意を 持って皆さん、これを利用されるわけじゃないですか。そうすると、その内容がどのぐら いのものなのかというのはやっぱり知りたいなと思うので。

教育長 あと、やっぱり直接教育委員会が教職員にダイレクトにっていうことはなかなかそういう機会がないですから、必ず校長先生を通してやるんですね。そうしますと、校長会で説明させていただいて周知をお願いするんですけれども、その校長先生がじゃあその教職員にどう伝えるかというところが大きな課題だと思いますね。

委員 大学なんかで、最近教員の評価を学生にさせるんですよね。そのときにはマニュ

アルがあって、読みなさいっていう文章があって、これを読んで、それで学生に渡して、 その教員を採点しなさいとかっていうふうにやってるんですけどね。そのような感じでマニュアルでね、例えばこれを必ず読んでくださいとか、そんなようなやり方で、まあやり 方いろいろあると思うんですけど。

教育長 もう少し工夫をね、周知の工夫をしてみたいと思います。

委員長 いいでしょうか。

それでは、報告事項のイをお願いします。

[公開]

報告事項イ 鳥取県教育審議会委員の辞職について 教育企画室長 説明

教育企画室長 報告事項イ、鳥取県教育審議会委員の辞職につきまして、教育長の臨時 代理が決定しましたのでご報告させていただくものです。

3月26日付で鳥取県教育審議会の生田雅彦委員、これは私学の現場からということで、 前米子北斗高等学校の校長でしたけども、辞職願が出ましたので、教育長の臨時代理で決 定させていただきました。

審議会の委員30名おりますが、1名、私学の現場からということで選んでおりましたが、この方が辞職されましたので、今また後任としまして教育長協議させていただきたいというふうに思います。

教育長 辞職の理由は何だったの。

教育企画室長 私学審議会というのがまた知事部局の方にありまして、そちらの委員も 兼ねることになったので、こちらの方は辞職願が出されたものです。

委員長 よろしいでしょうか。いいですね。

報告事項のウをお願いします。

[公開]

報告事項ウ 平成22年度子どもの読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰について 小中学校課長 説明 小中学校課長 報告事項ウ、平成22年度子どもの読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰についてでございます。

おめくりいただきまして、本県から2校、学校を国の方に推薦をいたしまして、明日ですけれども、4月23日に東京の方でこの2校が表彰をされるという予定になっております。被表彰校は、大山町の中山小学校、それから鳥取市の気高中学校の2校でございます。この文部科学大臣表彰については、子どもが読書活動を行うについて特色あるすぐれた実践を行っている学校ですとか、図書館、団体、あるいは個人に対して大臣が表彰をするというものでございます。

大山の中山小学校は、例えば空き教室の利用をして絵本の国という部屋をつくって、カーペットなどを敷いて子どもたちが居心地よく読書に親しめるような環境をつくったり、あるいはPTAの厚生部と連携をして、寝る前の10分間の読み語りなどというような取り組みを継続してやっておられます。また、1年生が入ったときから図書館ファイルというものを持って6年間活用して、読書の記録だとか学習での活用などの自分の記録を振り返りながら活動をするというような取り組みを行っておられます。

また、鳥取の気高中学校ですけれども、地域との協力を得て貸し出しのためのデータベース化を取り組んでおられて、ほぼもう完成をしたところではないかと思っております。 それから、保護者のボランティアでもの作りの会などを実施したり、地域とともにいろいるな活動を長年にわたってやっておられることを推薦の理由としております。以上でございます。

委員長の何かありますでしょうか。

それでは、次、行きます。

それでは、報告事項の工をお願いします。

[公開]

報告事項エ 平成22年度エキスパート教員認定について 小中学校課長 説明

小中学校課長 報告事項工、平成22年度エキスパート教員認定についてでございます。 1ページ目をごらんください。エキスパート教員につきましては、選考委員会を経て、 去る3月の16日に認定証の授与式を行いました。そのときに出席者は11名でしたけれ ども、1名ちょっと学校の行事の都合で欠席でしたけれども、認定者は今年度12名認定をいたしました。継続認定者を含めますと合計で27名になります。

2ページ目にその認定者の一覧を載せております。小学校が4名、中学校が2名、高等学校4名、特別支援学校が2名、ということで合計12名で、これまでの認定者と含めまして、先ほど申しましたように27名のエキスパート教員が本県で認定されています。以上でございます。

委員長 何かございますか。

委員 授業を見たいね。

小中学校課長 また、順次そういった機会も作らせていただきたいと思っております。

委員長 すごくいいみたいですね。高校の方でちょっと話を聞かせていただきましたが、全県から来られるということで英語の先生ですよね。全県から来られるって、中学校の先生も来られて、こんな授業しているんだっていって、すごく感動して、感動だけでは終わってはいけないんですが、すごく感触がいいということで、学校のコマーシャルもできるということで校長先生も非常に喜んでおられまして、こういう教員の方がどんどん出てきたらいいなと思って聞かせていただきました。

小中学校課長 ありがとうございます。

委員長 ぜひまた授業を見せていただきたいですね、ぜひ。

小中学校課長 はい。

委員 これ生徒たちは嫌じゃないんですかね。

小中学校課長 子どもたちも最近は、授業参観も含めて開かれた学校づくりで、そういった取り組みで結構慣れている子どもたちも多いと思いますので。

委員長 よろしいですか。

それでは、報告事項の才をお願いします。

[公開]

報告事項オ 平成22年3月高等学校卒業者の就職決定状況について 参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 平成22年3月に卒業した高等学校の卒業生の就職決定状況についてご報告申し上げます。

資料の1、2で見ていただきますと、1が厚生労働省の基準による調査、これが昨日あたり新聞に載っていた分ではないかというふうに思っておりますけれども、これで見ますと全日制の高校、定時制、それから特別支援、それから米子北高の看護専攻科において、22年3月卒業者のうち公共職業安定所または高等学校を通して求職している者についての調査になっている。それが、見方で言いますと、3番の就職決定者の状況で言いますと、985人が今年は決定しましたよと。それに対して求職者は、一番最初の(1)にありますが、1,015人です。ですから、1,015から985を引きますと30で、きのう新聞に多分30人という数字が出ておったのではないかと思いますけども、30人の生徒が決まっていませんっていう、その対象としてはこういう形で調査したものであるということで出ております。

もう一つは、2番は文部科学省の基準による調査というのが出ております。これは全日制の高等学校、定時制の高等学校を卒業したすべての悉皆調査になっております。ただし、県立学校のみですから私立の学校は含まれておりません。そういう中で見ていただきたいと思います。だから、数字が違ってきますけれども、そういうせいであるということでご理解ください。

1番で言いますと、就職の、今年は希望者が非常に少なくなったということ。それが、 求人数は大変落ちてはおったんですけれども少なくなったがために、結果として県内の就 職を希望する生徒は、全県で言えば96.2%の生徒が就職を決定することができたと。 昨年度と比べて1ポイントの低下で、割合はこれぐらいである。ただ、労働局長さんです とか、鳥取の、その方のコメントが載っておりましたけども、就職がないということで進 路変更を余儀なくされた、そういう形の生徒がたくさんおるということを考えると、数字 がこれぐらいに回復したからといって単純には喜べないというふうなコメントを出してお られましたけど、そのとおりだなということは思います。

同じように2番のところで、県立高校の方での悉皆調査になりますと、これについて言えば、一番下のところで説明しますと、県内就職を希望する生徒のうちの決定率は96%で、パーセントで言えば昨年度よりも、20年度よりも上がっている格好になっております。しかし、先ほどのコメントがやっぱり正しいのかなというのは思いますけれども、実際に就職を希望していたんだけれども職がないということで、専門学校へ行ったりだとか、ほかのところでやれているという、進路を変えたりというような格好の生徒がやっぱり多くいたんではないかという、そういう状況であります。

来年度もまた同じような、来年度といいますか今年度もまた同じようなことが想定される状況の中で、進路指導をどうしていくかというようなことも大きな問題だと思いますし、それから未決定の生徒たちについては、学校が今でもまだちゃんと連絡をとり合って、どうしてるかいっていう話をしたり、ハローワークでありますとか、そういうところとも連携しながら職を紹介したりというようなこと。それから、各学校に配置しておりますキャリアアドバイザー等も職場開拓というような形で動いております。こういう形で、今でもずっとかかわりは持ちながらということでやっております。4月になってから、もう3人ぐらいは決まっている生徒がおるということは聞いております。これについては以上です。

委員長 ありがとうございました。

ご質問等ございますでしょうか。

委員 今のおっしゃったように、多分就職というか求職者がちょっと難しいというので、 求職者じゃない部分に入っているというため比率が上がっている場合がかなり多いような 気がするんですね。だから、逆に言うと、変更した生徒たち、進路指導してどこへ行った んだろう、ちょっと気になりますね。学校に行ってるわけではないですよね、今、経済的 にかなり厳しいので。どういうことで求職者がなくなっているのかという、アルバイトで 食って働いてる、でも求職支援に入ってないのか何なんだろうというのはちょっと気にな るなと思って。これはもう鳥取県だけの問題では全然ないので。

委員 手元に比較する数字がないですけど、去年の時点で、何か昨年度ね、何か200人とか300人みたいな数字が出てましたね、就職できないって。それが今、おっしゃることで、この1,015っていうのは、だからあの当時だと、あのタイミングだとすれば1,200とか1,300だということになるんですかね。

参事監兼高等学校課長 そうですね。

委員 そうすると結構な数だね、やっぱり。何かどっかに行ってしまったりとかですね。 参事監兼高等学校課長 どこにも行けてないというよりも、ちょっと無理をしてどっか 専門学校に行ったりする生徒が一番多かったのではないかと。今の短大とかそういうとこ ろに進んでいる生徒、同じいわゆる進学をした生徒の方がふえていったっていうか、本当 は就職したいんだけどなかなかないのでという、そういう生徒がかなりおったというふう に認識しております。

教育長 それ2ページの方でね、文科省の方の悉皆でいくと、一番下の3月末は全県的には去年より結果的によかったということですね、数字がね。

参事監兼高等学校課長 数字はそうです。

教育長 ただ、低いところが中部じゃなくて西部ですね、西部が県内、県外とも昨年を下回ってるとこですけど。一つ心配なのは、多分2月末に比べて3月末は改善されたんですかね、国の緊急雇用の関係で採用されているっていう子どもたちも結構いると思うんで、それは期限なり限られてますので、そういう後どうなるのかっていうところですね。今この数字だけでよかったではなくってね、また半年後とか1年後とかっていうときにまた仕事が見つかるのか。

委員 多分求職者っていうのが、4月、5月、6月とどんどん減ってきてるってことですね、母数が減ってるんで、この率がぐぐっと上がる。

教育長はい、だから単純に喜べないところもある。

委員 これ、この985とか927っていう数字は、いわゆる正規雇用なんですね。

参事監兼高等学校課長 そうですね、採用されたというところですが、さっきのかつての緊急雇用なんかでいいますと、3カ月、6カ月ぐらい、一応うちで引き受けましょうと、それに対して引き受けてる企業に対して国からお金が出る。働いてみてどうもあなたは合いませんということになると、そこでこれは打ち切りになりますし、いいなということであれば採用していただけるっていうようなこともあるというふうに聞いております。

委員 臨時職員も入っていると思いますよ。1週間20何時間以下だったら入れないという、それ以上だったら入れるというのも結構小耳に入ってます。

委員長 いかに就職をしてない子どもたちに対しての、学校とまだつながって連絡をとっていただいているという理由が、バックアップをしていただいてるということについては、これは1年を通してという言い方はおかしいんですけれども、どこまでその子どもたちに対して学校が支援をしてくださるんでしょうか。1年過ぎてもまだ就職できない子というのは出てきますよね、恐らくね。

参事監兼高等学校課長 学校によって、いろいろ追跡調査をずっとされているような学校もあるかと思いますが、少なくともこの1年間、卒業してからの1年間、まだどうだいというようなかかわりは常に、その当時の担任がおれば担任を通してになるかもしれません、担任が異動しているような場合もありますので、進路指導部の方から定期的に情報がいっぱいいただけますので、ハローワークの方からでも、そういうような情報を伝えながら、こういう話があるがどうだということ。あるいは自力でっていいますか、どっかの縁故で決まるような生徒もおりますので、そういうことの把握には努めておるし、連絡はず

っとしておるというふうに思っております。

委員長 例えば4月1日入社をさせたんですが、1カ月ぐらいでやめてしまったとかい うふうな生徒も多分出てくると思うんですね、何ていうか、そういう子どもたちに対して も学校は新しい求人先とかは案内はしてくださるんでしょうか。

参事監兼高等学校課長 学校もかかわりを持ちますが、そうなってくると、その子が後、 ハローワークとかそういうようなところで探していくことになるかと思いますけれども、 合わなくてやめてしまう子、確かにおるわけです。そういう子に対してのかかわりも、ど の学校も継続しているというふうに思います。

委員 求人が過年度生には余り来ないんですね。だからハローワークが基本に窓口なっているのですが、さっきからおっしゃったようにいろんな意味で声をかけて励ましてやるということが学校の責務と思います。

教育長 学校に来ないと情報はわからない、やめてしまったらね。ですから、就職担当者が企業を回って、この春、勤めている子はどうですかっていうふうな情報収集をしていかないといけないなと思いますね。

委員 そんな若い段階でハローワークに行ってどうなんっていうのはかわいそうですよ ね。最初からできないんですね。

委員 それは高校より出身中学校の方がその点を気にしているという、だから案外そう いう子たち中学校によくやってきますのでね、その点でいろいろ指導しているのが今まで のシステムですよね。

委員長 ありがとうございました。

では、報告事項の力をお願いします。

[公開]

報告事項カ 平成22年度県立高等学校入学者選抜学力検査における得点状況 について

参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 平成22年度の県立高等学校の入学者選抜学力検査における得点状況ということについてご報告申し上げます。

資料をはぐっていただいて、1ページを見ていただきますと、それが今年度のいわゆる

平均点になります。過去と比べていただいて、去年、おととしと比べてもちょっと下がったかなという部分もありますが、一番大きな要因としましては、英語が若干難しかったのかなというような感じで見ておりまして、一応問作に当たりましては、大体平均点の設定を25点から30点ぐらいのところでというような、そういう問題作成に心がけておるところです。そういう意味においても、今年ちょっと英語が難しかったのかなというようなところがございます。

個々に見てまいりますと、資料の3ページを見てください。これが各地区ごとの教科別の分布表になっております。国語、社会、数学のあたりまではそれなりの分布になっているのかなというような感じでは見るのですが、理科になりますと、県全体で見ますとちょっと形が台形といいますか、そういう形になってきています。どういうことかって言ったら、いわゆる中といいますか、真ん中がいなくて中の上といいます、あるいは中の下といったら言い方が悪いですけども、そういう形で生徒の学力がちょっとばらついてきているっていう、そういう状況が見受けられるということです。ですから、本当でしたらこの点線のところが一番高くないといけない状況になるんですけれども、そういうふうになっていない状況で、この状況が一番ちょっと説明しにくいといいますのが、次の英語です。全県で見ていただきますと、要するに平均が10点前後のところにたくさんの山があって、要するに下位層が非常にふえているっていうことがこの中で読み取れる。大変ちょっと英語については、これからもう少してこ入れをしていかなければならないのかなというようなことを思っておりますが、全体で見ていただきますと8ページです。平均点の分布だけで言いますと、中部地区が約10点ちょっと落ちているという状況で、中部地区の学力っていう分での落ち込みが今回目立った状況であります。

このような状況に対して、小中学校課と連携をとりながら、どの学校が悪いとか、だれがっていう、そういうようなことではなくて、どういうふうにしてもっと子どもたちの学力を上げていくのかっていうことを、高校又は、中学校単独で考えるということではなくて、一緒になって考えて、分析もしながら問題点を見て、それからこういう形でやっていきましょうよというようなことを早い時期に連絡会議等を立ち上げて話し合いながら、こういう状況に対して早急に手を打っていかなかればならないなということで、今考えておるところでございます。説明は以上です。

委員長 ありがとうございました。いかがでしょうか。

委員 作問の平均点というのはなかなか一定にならないというのが難しいところですよ

ね。30点っていうのでも本当に基本で易しいと思いますし、英語でやっぱり難しい問題 ほどこの分布のね、グラフがいびつになってくるというのがありますね、それでも数学は こうなってんですけどもね。本当にどの教科も子どもたちはバランスよく頑張ってくれて いると、得手、不得手っていうのはどうしてもありますから、その年の運というのもあり ますよね。

参事監兼高等学校課長 英語なんかで言いますと、例えば出題傾向といいますか、どういう傾向の問題っていうのは、ほぼ10年変わってない状況でございます。こういう言い方はなんですが、要はそれに対応した勉強がされているのかっていう問題もありますし、また中学は中学でカリキュラムに沿った授業をされておる、そういうような形を生かしながら出して、ちゃんと問題ができているかっていうようなことも、私たちもう一回考えなければいけないかもしれませんが、そういうようなことも含めて、もうちょっと本当に子どもたちのことですので、この中学校の生徒たちの学力っていいますか、それを上げていくための実のあることを考えていきたいなと。

委員 例えば英語の山なんていうのが気になりますよね。左側に、こう低いところにいる生徒たちが、高校で卒業のときにどうなっているかっていうところがすごく気になりますね。

教育長 進学をするにしてもね、どっちみち英語はもう必ず必要ですし、それから例えば大学入試センター試験見ましても、ここ何年かでも単語が1,000語ぐらい増えてますんでね。そういうことに対応できる力を3年間でつけるっていうのを思うとなかなか大変だと思いますね。

委員 理科や社会はある部分で伸びていきますが、英語は積立方式なんでね。低いとこ るの子が、おもしろくないっていうのも上がってきてます。

教育長 そうですね。

委員 英語の入試のことについて、本当にジレンマ抱いているのは、今、小学校にも英語が、活動が入ってきましたが、話す、コミュニケーション能力っていうのは週3時間のうちにもう入ってきてますですよね。昔のように文法とか覚えるとかいうことよりも、今は英語の授業の展開の仕方にそれはかなりウエートを占めてきておるんですね。それが入試となると、ヒアリングもありますけれどもやはり書けなきゃいけない、しゃべれても単語ミスしないでスペル書けれなきゃいけないということがあって、その辺が日本人が英語が話せない、外国の中国や他の国に比べても話せない原因かなと思います。

この前大学の友人が言ってましたけど、やはり日本の英語の授業が、入試の際にものすごくこれがネックだよねって言っておりましたけど、英語力を入試でどのように把握していくかっていうのはやっぱり今後考えて、これは鳥取県だけのことではないと思います、大学入試もありますから。やはりしていかないと、いつまでたっても、しゃべれてもテストの点はとれないと。

委員 ただ、英語が低いのは、問題が起こる前から必ずこうなってくると。そういう科目なんですよ。これがなかなか難しいですね。

基本的には話したり何かというのは、どっかまでいくと結局できるようになってくるんで、そんなに僕は心配してないんですよね。だから、こういうこと自体がもう少し。

委員 そうですよね。すみません、僕なんかすごく基本的になっちゃう、全国学力・学習状況調査って中学生英語入ってました?入ってませんね……。そうすると、これも問題だと思う。日本全体のこともさておき、そうすると鳥取県の英語教育に、もしかしてね、他県と比べて若干もしかしたら何か改善すべき点が多いとなると、それはすごい重要な問題だと思うんですね。

委員 中学校別にそんなこと知りたくないんですけども、だけども、中学校によってこっちが多くて、こっちが少ないとなるとやっぱり分析したくなってくるんですね。そういう話になってくるんですね。一つの高校に、たくさん中学校から来ているわけですからね。

教育長 でも、高校だけで解決できる問題ではないですね。

委員 じゃない。むしろ中学校段階。

委員 もうね、今、小学校も英語が入っていますよね。授業を見ましたけど、もう子どもがぺらぺら話せるんですよね。このフラッシュカードなどを見ながら、絵を見ながらそこで言えることを英語で話すということは、小学校6年生ぐらいになると話せるんですよもう、それが入っている学校は自然に。話せる、コミュニケーションができる、それ違いが出てくるなと思っとるんです。23年度からどこの学校も英語が入ってきますのでね、小学校でも。ですから、本当に高校のその英語力っていうのはもう小学校のその段階から違いが出てきてるっていう。

委員 国語のよくできる子が最終的には英語ができるっていうあれもありますからね。 多分そうだろうと思うんですよね。だから、一概に会話がどうだっていう部分、それでは ないような気がしてるんですけどね。ただ、やっぱりこう英語苦手なのは何とかしないと、 それは重要な部分ですから。 委員 これ去年もこの形だったですか。

委員 いや、同じでしょう。

委員 そうでしょう。人数もちゃんとでてますから。

参事監兼高等学校課長 ことしは大分崩れておるような......。

教育長 また、もう高校卒業後の進路保障という面から見ても、3年間の高校の過ごし方から考えても、やはり早い段階からやらないといけないんで、高校、中学校で連携して、高校の校長会とか中学校の校長会との議論、小中学校課の指導主事と高校の指導主事、あるいは各教育局を挟んで議論して対策を立てていくとかですね、そのように考えていく部分が必要。やっぱり、超難解な英文を、これぐらいのA4判の半分ぐらいのを2時間かけて解くっていう、そういうんじゃなくって、今はもうかなり大量の文章を短時間で読み解いていくっていう傾向になりつつあるのかもしれません。そういう力もやっぱり必要ですね。

委員長 ぜひ、連携強化ということで。

それでは、よろしいでしょうか。

報告事項キをお願いします。

[公開]

報告事項キ 平成22年度の県立高等学校専攻科の志願状況について 参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 平成22年度の県立高等学校専攻科の志願状況ということで御報告申し上げます。

今年度の専攻科の志願状況ということで、倉吉東高が定員70名に対して志願者が91名、合格者が70名ですが、入学者が68名となっておりますが、この2名につきましては、合格発表をした後に市内の予備校に行くということを言ってきたようでして、繰り上げという制度が専攻科の方でないものですから、結局68名という状況になっております。

米子東高につきましては、募集定員50名に対して志願者が81名、それで1.62倍ですから合格者52名、これ52名そのまま入学しております。

この中で倉吉東高について申しますと、倉吉東高の出身者が38名おります。

(横濵)教育長 何%ですか。

参事監兼高等学校課長 55.9%です。他校の生徒が30名となってます。

米子東高につきましては、米子東高の卒業生が47名、それは90.4%です。他校の生徒が5名。

報告は以上です。

委員 何でこんな違うんでしょうね、パーセントが、傾向として。

参事監兼高等学校課長 鳥西から1名、城北から1名。

委員 別の見方すれば、倉吉東や米子東の浪人生っていうのは何人いるんですか。

参事監兼高等学校課長 済みません。ちょっとそれは調べて……。

教育長 いや、はい。ちょっとその点でも調べてください。

参事監兼高等学校課長 はい。

委員 これから議論になるところだからね。

委員 ちょっとその専攻科を落ちた生徒たちはどこに進んでるかですね。専攻科を落ちた生徒はどこに進んでるかということもわかればですね。

委員 専攻科を合格しなかったらですね。

委員 しなかった子どもさんですね。

委員 これ率が多いのは明らかに経済的な影響ですね、家があれで公立の学校に行きたい。

参事監兼高等学校課長 倉吉っていうところではあんまり大きな塾というのがありませんので、そういう状況もある。だから、倉東っていう学校が、ちょっと浪人生が何名かっていうのはまだ把握して、ちょっと調べて言わないけんのですけども、倉東は相当数大学に現役で入学させております。それで、それもかなり国公立での数も多い状況できておって、そういう形でいうと、あと専攻科に入ってくる子どもたちが、他校、例えば倉吉西であったり鳥取中央育英であったりとか、そういうふうなところから生徒もたくさん入ってくる、そういう子どもたちもまた専攻科で鍛えて出してるという、そういう状況で言えば、中部全体をカバーしているっていうところにおいては大きい存在じゃないかなというふうに思います。

逆に米子について言えば、大手のそういう学習塾が周りに何校もありますし、米東の生徒ってそんなに志望を余り変えないところがありまして、そのあたりもあるのかなという

ことがあります。

今、ちょっと調べておりますので、すみません、5月の定例教育委員会のところできちんと数字出させていただきます。申し訳ありません。

教育長 5月議会というのは一つの大切なものでありまして、2月で研究留保になっている主な回答、それから新たに出てくる陳情、可能性もあります。それで、西部地区、中部地区でも署名活動もされておりますので、それをベースに存続の陳情が出るかもしれません。議会の方からは、ある議員さんと話をしてますと、教育委員会としてもこの議会の様子を見ているだけじゃなくて、はっきりと意思表示をした方がいいんじゃないかというようなことをおっしゃる議員さんもありますので、今でもどうぞ議会で決めてくださいではなくって、意思表示をするならしっかりと常任委員会の場でも、議会の場でも表明していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

委員 両方の立場がありますからね、利用者からしたら公立があった方がいいというふうな人も、当然民間がそれもだめになるからね。でも、議会それを踏まえて議論してますから。

教育長 我々も授業料等を随分と値上げして、民間に近い形まで持ってきておりますし、 一方で専攻科の持っている社会的な役割っていうのもこれも大きいと思っておりますので、 できたら残したいということから、陳情も今は3万人ぐらい集まっているようなことも聞いておりますので、そういう声を応援にしていきながら積極的に向かっていく必要がある んじゃないかなというふうに、私としては思っております。

常任委員会の方も2月だったでしょうか、直接予備校へ行かれて授業を見られてる、それで状況を把握されているようでありますね。

委員 それと、高校は3年制なんで、初めから4年を前提としたようなそういう学びっていうのはどうかと思います。

教育長 はい。

委員 米子の90何%というのはやっぱり問題があると。

教育長 どうしても米子東は定員が少ないものですから.....。

委員 ちょっと一つ教えてください。今年の競争率は随分高いんですけど、平成18年度ですよね、中部の倉吉東の競争率は1を割っとるんですよね。これはどういうことですか。

参事監兼高等学校課長 これは、倉吉東について言えば、もうほとんどが入ってしまっ

たという。

委員 なるほど。

委員 もう一つ、18歳人口が違うときがあるんですね、年によって。大学に入りやす いということなんですけどね。

教育長 こうして見ると。何かあったんかなと。

参事監兼高等学校課長 1になったと言えないか、その国公立の合格率で。

委員 卒業生の母数をちょっと調べて。

参事監兼高等学校課長 はい。

教育長 しかもね、ここ倉吉東も米子東も募集定員が10人ずつ減った年なんですね。

委員 いや、そういうこと、多分、数との兼ね合いもあったのでは。

教育長 ちょっと調べてみて。

参事監兼高等学校課長 はい、わかりました。

委員 そうですね、ここの合格者数については、この前もらった資料にありますね。下の段に平成18年のデータが載ってますけどね、倉吉東は国公立で73.8%合格してますよね。それから、米子東は、51%ですね。

委員長 これについてはここでいいんでしょうが、また、じゃあ次のときには、その専 攻科については議論しないといけないということになりますね。

よろしいでしょうか。

では、報告事項のクをお願いします。

[公開]

報告事項ク 平成22年度子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(個人)文部科学 大臣表彰について

家庭・地域教育課長 説明

家庭・地域教育課長 平成22年度子どもの読書活動優秀実践図書館・団体文部科学大臣表彰について御報告させていただきます。

1 枚めくっていただいて、資料の方をご覧ください。先ほど報告事項のウで学校の表彰について報告がございましたが、図書館、それから団体の方でも表彰を受けております。 図書館の方は倉吉市立図書館、団体は、ねぇよんでの会で、明日東京の方で表彰受けます。 倉吉市立図書館の方につきましては、母子手帳交付時に絵本つきのブックスタート案内 文を配布したり、夏休みに小学生を対象に1日図書館員であるとかいろんな、あるいは子 ども向けの「としょかんニュースこども版」、「としょかんNewsヤングアダルト版」 とかいうことで発行したり、いろんなおもしろい特色のある事業を実施しておられます。

それから、ねぇよんでの会でございますが、平成13年に会を結成した後、わらべうたの講座やおはなしボランティア養成講座、「絵本ワールドinとっとり」の企画、運営に携わる一方、ブックスタート事業、ねぇよんでの会がございます鳥取市に要望してブックスタートの導入とかにも大きく貢献しておられます。また、鳥取の民話をCD化するなど、昔話の保存や普及にも取り組んでいるというところでございます。以上です。

委員長 ありがとうございました。 何かありますか。

よろしいでしょうか。報告事項のケをお願いします。

[公開]

報告事項ケ 子ども読書に関するアンケート調査及び「子ども読書の日」の取組状況 について

家庭・地域教育課長 説明

家庭・地域教育課長 続きまして、子ども読書に関するアンケート調査及び子ども読書 の日の取り組み状況についてご報告させていただきます。

資料の1ページの方をご覧ください。子ども読書につきましては、平成21年3月に子どもの読書の読書活動推進ビジョンを作成したところでございますが、子どもの読書状況、課題を実態把握するために、今年1月にアンケート調査を行いました。対象は保育所・幼稚園の年長児の保護者、小学3年、6年生、それから中学3年、高校2年、大学生等になっております。

調査内容といたしましては、学校や家庭での読書状況、公立図書館、学校図書館の利用 状況、子ども読書の日の認知率、ブックスタート事業等についてでございます。

調査結果の概要ですが、まず保育所・幼稚園年長児保護者につきましては、3ページ目 以降に調査結果の表が載っておりますので、またご覧いただければと思います。

主な傾向についてご報告しますと、まずブックスタート事業で、鳥取県内では全市町村で取り組まれておりまして、配布された絵本につきましては各学校で読み聞かせに活用さ

れているというところにございます。それから、9割程度の家庭が絵本等の読み聞かせを 行っているというところです。また、読み聞かせを行っていらっしゃらない方の理由とし てはお仕事、家事が忙しいとかいうことを言っておられます。必要だと思わないという回 答もございまして、さらに保護者自身に読み聞かせ等の必要性について啓発していく必要 があるなというふうに感じております。

それから、2ページ目の方をご覧ください。小学生から大学生につきましては8ページ 以降に結果が載っております。

本が好きだという子どもはどの学年においても七、八割ございまして、おおむね読書が 好きな傾向がございまして喜んでいるところでございます。

それから、家や図書館で読書を平日に全くしないという子どもの割合が、小学校3年生では5%程度でございますが、中3では16%、高2では30%、大学生では40%強ということで、年齢が上がるにつれてちょっと読書をされないという傾向がございます。

それから、学校図書館の利用につきましては、小学生は9割以上利用しておりますが、 中高生は6割、大学生は8割ということで、中高生について図書館利用が少ないのかなと いう傾向でございます。

あと子ども読書の日の認知率は、小学校3年生で25%ほどですが、年齢とともに比率が下がるという傾向がございます。

また、この結果をもとに、子どもの読書活動推進委員会で読書活動の推進をさらにしていきたいと思います。

続きまして、2番、子ども読書の日の取り組み状況でございます。子ども読書の日が4月23日ということで定まっておりまして、各市町村においていろんな取り組みがなされているところでございます。

資料といたしましては、17ページ目以降に市町村の取り組み状況が掲載されております。学校関係、それから学校以外の図書館、公民館関係でいろいろなおはなし会であるとか、展示、あるいは標語の募集とかクイズとか、おもしろい取り組みなんかも載せたりしているところでございます。

この読書の日に合わせまして、県といたしましても書店組合、公立図書館等に協力をお願いしまして、のぼりを設置しているところでございます。以上です。

委員長 ありがとうございました。

ご意見等はございますでしょうか。読書については。

教育長 これ資料の17ページで、子ども読書の日に関する取り組み予定状況でね、学校関係のこれ、鳥取市が随分ありますね、それから境港市にはあるんですけど、倉吉、米子っていうのはこれ学校関係はこの期間、何もないということですか。

家庭・地域教育課長 市町村の方には全部から回答いただいてまして、米子市なんかで見ますと、図書館、公民館関係は御回答いただいてたんですけども、学校についてはご回答いただいておりません。

教育長 図書館、公民館関係では倉吉市は図書の展示だけですね、これね。

家庭・地域教育課長 21ページの、そうですね、新しいのは図書展示がございまして。 教育長 市町村によってやっぱり取り組みに差があるっていうことですか。

家庭・地域教育課長 そうですね。うちの方は生涯学習の回答に照会している関係で、 なかなか学校の分まで把握できなかったというところもあるかもしれません。何らかのこ とはしてると思いますけども......。

教育長 してますよね。

家庭・地域教育課長 多分生涯学習部局の方で、ちょっと学校まで一生懸命調べてくださったところと、そうでないところがあるのかなと。

委員 鳥取なんか相当細かいんだけど。

委員長 抽出した学校がそれぞれこういうことをしてますよというのを書かれたのが一 覧になっているということでしょうかね。

家庭・地域教育課長 ええ、そうですね。きちっと市の方で把握していらっしゃるところと、そうでなくて自主的にやっとられて把握してないところというのが正直なところかと思います。

委員 11ページに、問の7が実態として一番気になるんですが。簡単に言えば、上に行くほど本を読まなくなりますね。小学生は、欲を言ったらまだまだあれだけれども、中学校になって、高校になって、大学になって読まないんだと。一番読んでもらう必要があるときに読んでいない。非常に困るんで、そういうのが課題じゃないでしょうかね。

家庭・地域教育課長 はい。

委員長 でも、学校図書室の利用については大学生でも8割ある。

委員 いや、だから今度は逆に……。

委員長 ほとんど読んでないということなんですか。利用はするけど。

委員 でも利用は上にいくと図書館で使うんですね。多分それ大学生など二極化がある

んじゃないですか、読む人と読まない人と。

家庭・地域教育課長 多分大学生ですと、調べものをしたりとかいうことで図書館を利用することもあるかと思うんですが。

委員 教育委員の立場だと、小学校、中学校、高校と、どんどん減っていくのが気になりますね。

家庭・地域教育課長 それで、うちも朝読をしているのにちょっと図書館利用が少なかったり平日読まなかったりとか、ちょっと危惧するところではあるんですけれども、かなり部活動とかいろんなことが忙しいということはあるんでしょうけど、やはり確かに読んでもらわないといけない時期にきちっと読んでいただきたいなというふうに、またこの辺も考えていきたいと思います。

委員 学校があったら中学、高校という、どうやって仕掛けるのかというきっかけを考えないかんですね。

委員長 本を読みたいと思わないというのは、30%くらいありますね。小学校で。

教育長 問10なんかでも、本を読みたいと思わないっていうのがやっぱり4割近く出てますね。

委員 問4は、9ページに問4、本はこう準備してますかという部分で、買ってる子が、 書店で買うっていうのは結構多いんですけど、もっと図書館利用したらいいなという、そ の辺が増えてもいいかなという気がするんですよね。

家庭・地域教育課長 また、小中学校課の方ともお話して、もっと学校図書館の利用についても考えてみたいと......。

委員 案外ありがたいものですよね、借りてありがとうございますって言われてね。

委員 心とからだいきいきキャンペーンの中にも読むというのが入ってますよね。1日 の生活時間帯の中に、私、どっかに位置づけるとか、そういうような格好で持っていかないと、やりたいことやらなければということを含めて、どうしても後回しになってしまう、できなくなってしまう。やっぱりどこかで時間を見つけて.....。

委員 というようないろんな課題を。

教育長 やっぱりその課題が見えてきたら、その課題を明らかにして対策を立てないといけないですね、ただ議論してるだけじゃね。共通理解しとっちゃいけないでしょうが。 一歩詰めていかないと。

委員長 では、よろしいでしょうか。

報告事項のコをお願いします。

[公開]

報告事項コ 教材開発事業に係る第 期ドリルの完成について 教育センター所長 説明

教育センター所長 報告事項のコ、教材開発事業に係る第 期ドリルの完成について御 報告いたします。

めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。現在、教育センターでは県内の小・中学生の国語、そして算数、数学の基礎的、基本的な知識、そして技能の定着、それから家庭での学習習慣の確立、そういうところにつながるように本県独自の教材、「とりっこドリル」と呼んでいますけれども、それを作成中でありまして、このたび第 期分、小1から小4が完成いたしましたので、ご報告するものであります。

2番の教材作成の経過及び今後の予定のとこでございますけども、平成21年度にこの ドリルの作成に取りかかりまして、本年3月に、太字で書いてあります、小1から小4の 第 期ドリルが完成をいたしました。次のページから、表紙と国語、算数の1ページのみ コピーで載せております。このようなイメージでございます。

実際のものはこれでございまして、こちらが国語で、こちらが算数というものになっております。よろしければちょっと。たくさんの印刷部数がございませんで、お渡しすることができないんですけれども、このようなドリルでございます。

今年度、平成22年度には、今の見ていただきましたドリルを協力校に配布して、この使い方とかを検証していただいたり、あるいは内容についてご意見をいただくように考えております。協力校は、高草中学校区の高草中学校と4つの小学校でございます。

それから、協力校以外には、教育センターのホームページにこのとおりの内容を公開いたしまして、協力校以外でも活用していただくとかいうふうに考えております。

それから、本年度、小学校5年生から中学3年生までの第 期分もこちらの方で作成するという予定にしております。

3番の特徴でございますが、この小 1 から中 3 までを 2 期に分けての分冊という形にしております。これによって、子どもたちが興味関心や自分の学習進度に合わせて、自分の上の学年のものとか下の学年の復習とか、そういうことができるようにしております。例

えば小学校3年生の子どもが4年生の問題を解いてみようとか、あるいは2年生に戻って 復習してみようとか、そういうことができるようなドリルになっております。

それから、 番のところに書いてございますが、鳥取県らしさというものをたくさん盛り込んでいるという工夫をとっております。各市町村の名前、全部の都道府県、それから鳥取県内のJRの駅がちょっとドリルにあるんですけれども、そのあたりはかなり何かおもしろいということで良い反応があったように聞いております。以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

委員 これはどういうときに使うの、宿題みたいな形で与えられるんですかね。

教育センター所長 家庭学習で使用します。

委員 家庭学習。

教育センター所長 それが1番の活用場面かなとは思ってますが、学校の方でも、それ を印刷をして子どもたちに配って、例えばスキルの時間に使うとかそういうことは考えら れると思いますので、学校の方でも工夫して使っていただけたらなと思っております。

委員長 1年生から4年生まで4年間使うということですよね。それぞれに学年ごとにあるということですね。

教育センター所長 4年分が一括になっているということですけども。

委員長 4年分が一括ということですね。

教育センター所長 おうちの人の印という欄もありまして、おうちの人と一緒に家庭で の学習に使っていただけたらと思います。

委員長 基本的に家庭でということですか。

教育センター所長 それが第1の理念でございます。

委員長 学校に持っていったり帰って、かなり厚いので、教科書も大きくなるようです し、小さい子はちょっと大変かなと思ってますけども。

教育センター所長 これにあと、これと同じ解答編がございまして、1人の子どもが4 冊持つことになります。学校では、かばんの中にはちょっと重たいかなと。

委員 ですね。家庭での利用が目的っていうことだと、それは経済的に、例えば本屋さんに行って買えるんだけれども、そういうのが買いづらい、子どもに渡すことに意義があるってことなんですか。

教育センター所長 特にその、そういう家庭状況によってということではなくて、そこ に役立っていることはあるとは思いますけども。 先ほど協力校以外にはHPに公開というふうにお話しいたしました。作成当初の考え方の中には、鳥取県内の全小・中学生に配布ということでスタートはいたしましたけども、 経費等の問題もあって、現時点ではHPに掲載をして、各学校で上手に使っていただくような形に少し変わってきたというふうになっております。

教育長 予算の関係でね、そういうふうになったということですけども、せっかくつくったものをどう活用していただくかというところがポイントになりますしね。あと市販のドリルなんかもたくさん持ってると思いますがね。そういうものとすみ分けもいると思いますね。

教育センター所長 学校の方は保護者負担のドリルも使っておりますので、今度はそれとうまく組み合わせて使っていただけたらと。現在、今言いました協力校に、今年、今見ていただいているものを先日お配りしましたので、その協力校で使っていただいたいろんなご意見を参考にして、協力校以外にもまた情報提供できたらいいなというふうに思っておるところです。

委員 英語のドリルがないですね。自分でやらないとおもしろくもない。

教育長 1年から4年までが1冊になってるということと、次の 期分としては小5から中3ですね、だから小学校、中学校の橋渡しができるっていう。

委員 まさにその何年かかけて、英語なんかは特に。

委員 湖南学園とか喜ばれるんじゃないか。

委員 これはすごい労力を使ってつくられたんだと思いますけどね、これドリルというのは、1回書いちゃったら、もう1回ドリルにならないつくりになってるんですよ、これ。ここに1回目、2回目、3回目学習日を書くようになってますがね、小さい小学生がここに書くようになるんですね。書いてしまったらもうこれが使えない、親がそばにいて何かしてやらないと。そこがちょっとあれですよね、ドリルにならない格好になってるってとこがね。

教育センター所長 ドリルのつくりとしては3回使えるようにしております。

委員 ねえ、日にちを書くようになってます。

教育センター所長ですから、1回目、2回目は自分のノートに書く。

委員 ああ、そういうふうにね.....。

教育センター所長 別のノートに書いておく。

委員 何かさせないといけませんね、ここにいきなり書き込んでしまったら次は使えな

いという格好になりますね。いい紙で見やすくつくられていますが、ちょっと。

委員長 よかったでしょうか、どうですか。

では、報告事項のサをお願いします。

[公開]

報告事項サ 山陰海岸学習館のリニューアルオープンについて 博物館長 説明

博物館長 報告事項のサ、山陰海岸学習館のリニューアルオープンです。

学習館のリニューアルにつきましては、これまでも報告させてもらってますけれども、 いよいよ今週の土曜日 2 4日ですけれども、1時にリニューアルオープン、一般公開とい う形になりました。

今、オープンに先立ちまして、ちょっとセレモニーをということで、12時半から1時まで関係者の方々にご参集いただきまして、テープカット等を行って、1時から学芸員が館内案内という形でオープンしていきたいと思います。

参考に書いてますけれども、今回のリニューアルの概要というのは、一言で言いますと、ジオパーク仕様に全面で展示替えをしたということで、山陰海岸の地形、景色、あるいはそこにすまう生き物、そういったものをわかりやすく来られる方に理解を深めていただくということで、例えば日本海の大型の海底地形模型を中心に据えたりとか、あるいは砂丘のはぎ取り標本ですね、実際に5メートルぐらいあります。そういったものを本当に本物っぱく見せる、そういった標本も設置したいということで、来られる人に知識を深めていただけるものであろうと思ってます。

それから、あわせまして学習館の人員体制も4月1日から増強しておりまして、地学担当の、専門は古生物学になりますけれども地学担当の学芸員が増え、1名増員ということで学芸員2名体制で今やっております。

さらには、これはうちが採用したわけではないんですけれど、文化観光局の方でジオパーク対応外国人といいますか、英語の方を非常勤という形で雇い上げていただいて、この方も今、学習館に勤務していただいておるところです。

それから、参考の2番に書いておりますけども、24日当日午前中ですね、鳥取市内、 モナークにおきまして、いわゆるジオパークの機運を高めようということで、特にボラン ティアガイドの方など関係者集まっていただいて士気の高揚を図る、そういった集会も行われることになっております。

それから、最初に教育長の方から話がありましたけれども、夏、8月の1、2、3日、世界のジオパーク加盟に向けて現地審査ということで、外国人の方2名、審査員が当地に調査に入ってこられるということで、当然この学習館もジオパーク拠点展示施設ということになっておりますので、来られて審査の対象になろうかなと思ってます。審査結果は、早ければ10月ぐらいには出るということを聞いております。以上でございます。

委員長 ご質問等ございますでしょうか。

教育長 博物館がこれつくっておりますけど、この中に山陰海岸学習館で野外観察会がちょうど8月1日に決定しちゃいまして、活気がある日に、わかったわけじゃないんです、すばらしいことで、夏休み中ですのでね、何かもっと企画をして盛り上げたいなというふうに。

委員長 よろしいでしょうか。

では、報告事項のシをお願いします。

[公開]

報告事項シ 企画展「楊谷と元旦」の開催について 博物館長 説明

博物館長 報告事項のシ、企画展「楊谷と元旦」の開催ということで、楊谷と、「ガンタン」じゃありません、「ゲンタン」です。

チラシもお配り、おつけしております。これを見ながらと思いますけれども、片山楊谷、それから島田元旦ということで2名ですね、江戸時代後期の鳥取藩の藩士の家に養子に来られた、両方とも養子で入ってこられた人だということですけれども、因幡画壇の奇才ということでユニークな絵をかいておったこの2人に今回は焦点を当てて、2人の作品が120点プラス彼らにまつわる中国の南画の作家の作品、あるいは谷文晁等の作品もあわせて展示紹介して、その画業というものを県民の皆さんに紹介していこうとするものでございます。

展示構成(1)から(5)、大まかに5分割書いております。特に見どころというのも記載しておりますけれども、例えば最初のプロローグのところの見どころは、沈南蘋の迫

力ある作品「麒麟図」ということで、138センチ×161というぐらいの大作を飾ろうと思ってます。これチラシの裏の左下12番の絵でございますけれども、こういったものを展示する一つの大きな目玉かなと思いますし、それから(3)で、兵庫県の養父市・山路寺のふすま絵20面とあります。これも兵庫県の指定保護文化財のものでございますけれども、これが楊谷の集大成となるふすま絵ということで、普通はふすま絵を平面でずらっとこう並べたりするっていうのが一般的なんですけれども、今回はこう再現展示と書いておるんですけれども、ちょっと折りまして、その山路寺で実際に部屋にある配置で展示していきたい、さすがに畳までは用意しませんけれども、そういう再現展示も試みてみたいなということ。

それから、最後に(5)番で見どころ、2点の重要文化財とありますけれども、これ楊谷、元旦ではございませんけれども、元旦の実際のお兄さんがこの谷文晁ということで、谷文晁、多分御存じだと思いますけれども、江戸時代の後期のいわゆる大家です。狩野探幽、あるいは円山応挙、それらと並び称せられる大変な方ですけれども、その方の絵、重要文化財をお借りしてきて今回公開をさせていただくということで、結構見どころの多い企画展になるのではなかろうかなと思っております。

あわせて関連事業で講演会、さらにギャラリートーク等も行っていきたいと思っております。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

教育長これはどなたのデザインですか。

博物館長 これ美術学芸員で、うちの職員の渾身の作品ですけども。

教育長なかなかセンスありますね。

博物館長 非常に紙も結構いい紙を使わせていただいてますし、それから上が楊谷、下が元旦で、これの絵はそれぞれ裏を見ていただくと、上の分、楊谷がこの11番ですね、11番の右側の方の真ん中あたりにこの色、紫の花があります、ここの拡大コピーですね、物すごく拡大してありますけども、それからその下の元旦の方は、これちょっとかわいらしい猫みたいですけど実はトラでして、これが裏でいきますと5番ですね、5番の部分のこれも顔の部分を相当大きく拡大してカップリングさせたチラシです。

重要文化財の分についてはここに載せておりません。ご来場のお楽しみということにしておきますので。

教育長なかなかいいセンスですね。

委員長 では、いいでしょうか。

それでは、報告事項はこれですべて終わります。

ひとまず議事の方は終了いたしますが、委員の皆様方から何かございましたらご発言を お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 それでは、以上で本日の日程を終了いたします。おつかれさまでした。 (11時45分 閉会)